

大規模施設を運営する事業者、大規模施設等のテナント事業者の皆さまに、協力金を交付します！

1. 協力金概要

まん延防止等重点措置（8月20日～9月12日）に伴う時短営業等の要請にご協力いただいた大規模施設やテナント（飲食店を除く。）の事業者の皆さまへ協力金を交付します。

	大規模施設の運営事業者	大規模施設等のテナント事業者
交付対象 (下記3参照)	建築物の床面積が 1,000 m ² を超える商業施設、遊技施設等	建築物の床面積が 1,000 m ² を超える大規模施設等の一部を賃借し、一般消費者向けに営業するテナント（飲食店を除く。）
交付額	$1日当たりの交付額 \times 時短営業日数$ <1日当たりの交付額> 時短営業した面積単位数 \times 20万円 \times 時短率 (テナント数などにより、追加支給があります。)	$1日当たりの交付額 \times 時短営業日数$ <1日当たりの交付額> 時短営業した面積単位数 \times 2万円 \times 時短率

※単位数、時短率などの詳細については、山梨県のホームページをご確認ください。

2. 申請受付期間

令和3年10月1日(金)～令和3年11月30日(火)

3. 協力金対象施設

<大規模施設の運営事業者及びテナント事業者の双方が対象となる施設>

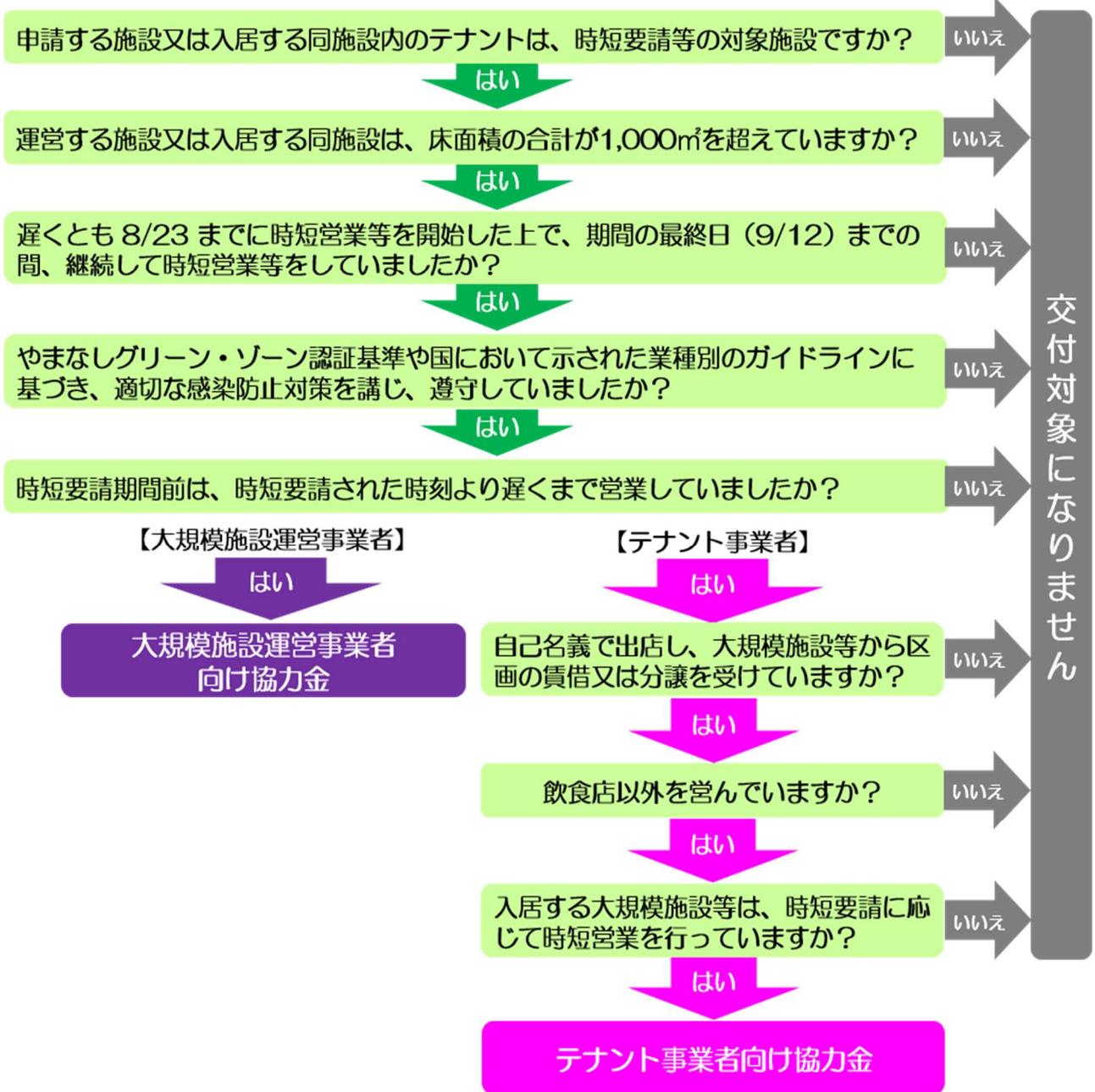
施設の種類	施設の例 ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る	
大規模施設	商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等
	遊技施設	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
	遊興施設(注2)	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等
	サービス業を営む施設	ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等
	映画館等	映画館、プラネタリウム 等
	屋内運動施設等	体育館、水泳場、屋内テニスコート、ボウリング場、スポーツクラブ 等

<テナント事業者のみが対象となる施設(イベント関連施設が時短要請等に依った場合)>

施設の種類	施設の例 ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る	
イベント関連施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場 等
	集会施設等	集会場、公会堂
	展示施設等	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)
	屋外運動施設等	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、バッティング練習場 等
	遊技施設	テーマパーク、遊園地 等
	博物館等	博物館、美術館 等

裏面の4.協力金対象簡易フローチャートを活用し、交付対象に該当するかご確認ください。

4. 協力金対象簡易フローチャート



山梨県大規模施設等時短要請協力金事務局

〒400-0031 甲府市丸の内 1-16-10 トラストワンビル 19 3F-B

電話 055-242-6588

E-mail daikibo-yamanashi@jtb.com

月曜から金曜（祝日は除く）10時から17時まで

申請に必要な書類や最新の情報等は、

「まん延防止等重点措置に伴う大規模施設等への営業時間短縮要請協力金」
に関する山梨県のホームページをご確認ください。



URL : https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/manenboushi_daikibo.html